

○経済産業省告示第三十八号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条第一項の表第一号、第二号、第四号、第五号及び第七号並びに第五十六条の表第四号から第七号まで並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)及び(2)並びに別表第二の発電所の項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)及び(2)の規定に基づき、小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所、水力設備及び水力発電所の発電設備、小型の汽力を原動力とする火力発電所、火力設備及び火力発電所の発電設備又は小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を次のように定め、平成二十三年三月十四日から施行する。

なお、平成十三年経済産業省告示第三百三十三号（電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第二号及び第七号並びに第五十六条の表第六号及び第七号の規定に基づき、小型のガスタービンを原動力とする火力発電所及び火力設備を定める告示）は、平成二十三年三月十三日限り、廃止する。

平成二十三年三月十四日

経済産業大臣 海江田 万里

第一条 電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第一号、第四号及び第七号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所は、次の第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当する水力設備又は第四号に掲げる要件に該当する水力設備により構成されるものとする。

一 ダムを伴わないもの

二 発電機と接続して得られる電気の出力が二百キロワット未満のもの

三 最大使用水量が毎秒一立法メートル未満のもの

四 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第八項の導水施設、浄水施設若しくは送水施設、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号で定める終末処理場又は工業用下水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第十一条第一項の導水施設、浄水施設若しくは送水施設に設置されるもの（第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当するものを除く。）

第二条 電気事業法施行規則第五十六条の表第四号及び第五号の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力設備は、前条第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当するもの又は前条

第四号に掲げる要件に該当するものとする。

第三条 電気事業法施行規則別表第二の発電所の項中二の(一)の下欄の事前届出を要するもの欄中(1)の小型のもの又は特定の施設内に設置されるものである水力発電所の発電設備は、第一条第一号から第三号までに掲げる要件のいずれにも該当する水力設備により構成されるもの又は第一条第四号に掲げる要件に該当するものとする。

第四条 電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第二号及び第五号並びに別表第二の発電所の項中一の下欄の事前届出を要するもの欄中1の(2)の小型の汽力を原動力とする火力発電所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する火力設備により構成されるものとする。

- 一 発電機と接続して得られる電気の出力が三百キロワット未満のもの
- 二 最高使用圧力が二メガパスカル未満のもの
- 三 最高使用温度が摂氏二百五十度未満のもの
- 四 運転時等において、人体に危害を及ぼさないように、蒸気タービン本体が発電機と一体のものとして、一の筐体に収められているもの又は施設その他の通行制限のための措置が講じられている部屋に

収められているもの

五 蒸気タービン本体の損壊その他の事故が発生した場合においても、当該事故に伴って生じた破片が当該蒸気タービン本体の車室（ケーシングその他これに類するものを含む。）又はこれが収められている筐体の外部に飛散しない構造を有するもの

六 同一の火力発電所の構内（これに準ずる区域内を含む。以下同じ。）に設置された労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）の適用を受けるボイラーから蒸気の供給を受け、当該蒸気の汽力を直接その原動力とするもの又は同一の火力発電所の構内以外から蒸気の供給を受け、当該蒸気の汽力を直接その原動力とするものを

第五条 電気事業法施行規則第五十六条の表第六号及び第七号の小型の汽力を原動力とする火力設備は、前条に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

第六条 電気事業法施行規則別表第二の発電所の項中二の（一）の下欄の事前届出を要するもの欄中（2）の小型の汽力を原動力とする火力発電所の発電設備は、第四条に掲げる要件のいずれにも該当する火力設備により構成されるものとする。

第七条 電気事業法施行規則第五十二条第一項の表第二号及び第七号の小型のガスタービンを原動力とする火力発電所は、次に掲げる要件のいずれにも該当する火力設備により構成されるものとする。

一 発電機と接続して得られる電気の出力が三百キロワット未満のもの

二 最高使用圧力が千キロパスカル未満のもの

三 最高使用温度が摂氏千四百度未満のもの

四 発電機と一体のものとして一の筐体に収められているものその他の一体のものとして設置されるものの。ただし、燃料設備及びばい煙処理設備については、この限りでない。

五 ガスタービンの損壊その他の事故が発生した場合においても、当該事故に伴って生じた破片が当該設備の外部に飛散しない構造を有するもの

第八条 電気事業法施行規則第五十六条の表第六号及び第七号の小型のガスタービンを原動力とする火力設備は、前条に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。